

答申第20号の概要

1 件名

精神保健福祉法関係書類についての個人情報保有していないことによる非開示決定処分及び部分開示決定処分に対する異議申立て

2 争点

既に開示された公文書以外にも、申立人が存在するはずであると主張する公文書が存在するか否か。

3 審議会の判断

- (1) 本件申立ては、実施機関の内、精神保健福祉法に係る事務を所管するところの健康センターに対し、既に開示済みのものを除いて、申立人に係る公文書全ての開示を求めるものである。
- (2) これに対して実施機関は、ところの健康センターが保有する申立人に係る精神保健福祉法に関連する公文書は、平成〇年〇月〇日付部分開示決定で開示した公文書と、これに先立ち平成〇年〇月〇日付及び平成〇年〇月〇日付で開示した公文書が全てであり、未開示の公文書は保有していない旨を主張している。
- (3) 審議会は、実施機関に対する事情聴取において確認したところ、既に開示した公文書以外の記録を保有していないとする実施機関の主張に不合理な点は認められず、既に開示された公文書以外に申立人に係る公文書が存在することを窺わせる事実は認められない。
- (4) 以上により、実施機関の行った決定は妥当であると判断する。